

議案第10号

勝山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

勝山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年6月13日

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）において、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲が拡大されたことにより、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年勝山市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
第 2 章 災害弔慰金 (災害弔慰金を支給する遺族)	第 2 章 災害弔慰金 (災害弔慰金を支給する遺族)
第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。 (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族 _____ を先にし、他の遺族を後にする。	第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。 (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族 <u>（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）</u> を先にし、他の遺族を後にする。
(2) (略) (新設)	(2) (略) (3) <u>死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹が存するときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。</u>
2~4 (略)	2~4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。